

今回は平成30年度税制改正の個人所得課税部分について紹介します。以下の改正は平成32年分の所得より適用になります。

## 給与所得控除

- ・控除額を一律10万円引下げ。
- ・給与所得控除適用となる給与等収入額の上限を850万円、その控除上限額を195万円に引下げ。

【改正前】

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超え180万円以下	収入金額×40%
180万円超え360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超え660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超え1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円を超える場合	220万円

【改正後】

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超え180万円以下	収入金額×40%-10万円
180万円超え360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超え660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超え850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円を超える場合	195万円

## 基礎控除

現在の基礎控除額は一律38万円となっておりますが、控除額が10万円引き上げられることになりました。それと同時に基礎控除適用要件の範囲が定められ、合計所得額2,400万円超えると少しずつ減額され、2,500万円を超えると基礎控除額が0になり、基礎控除が適用できなくなるようになります。

所得額合計	基礎控除額	
	～平成31年まで	平成32年～
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超え2,450万円以下		32万円
2,450万円超え2,500万円以下		16万円
2,500万円を超える場合		0円

給与収入が850万円以下の場合については、給与所得控除10万円引き下げ、基礎控除10万円引き上げとなっており、プラスマイナス0のため課税される所得については実質現在と変わりはありません。しかし、給与収入が850万円を超える場合については控除額が減額される等、負担が増加するような形になっています。